

様式 1

事業報告書				
医療法人整理番号		00052		
報告期間	自	令和7年4月1日		
	至	令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	分類①	医療法人恵山会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）	
	分類②	社団（出資持分あり）		
	分類③	その他		
	基金制度不採用			
	(2) 事務所の所在地	都道府県	鹿児島県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	鹿児島市	
		町名・番地	南郡元町11番11号	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和42年1月6日	
	(4) 設立登記年月日		昭和42年1月6日	
	(5) 理事長の氏名	姓	鮫島	
		名	紹一郎	
	役員及び評議員の人数		4	理事長を含む人数を記載すること。
役員及び評議員		記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

[illegible]

様式 1 : 1-(5)

[illegible]

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務
(開設する病院、診療所(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。))の業務)

[illegible]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

[illegible]

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

[illegible]

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

[illegible]

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）		

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

[illegible]

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名

医療法人恵山会

※医療法人整理番号

52

所在地

鹿児島市南郡元町11番11号

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	485,750 千円
2. 負 債 額	340,202 千円
3. 純 資 産 額	145,548 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	137,823
B 固 定 資 産	347,927
C 資 産 合 計 (A + B)	485,750
D 負 債 合 計	340,202
E 純 資 産 (C - D)	145,548

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地

(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物

(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人恵山会
所在地 鹿児島市南郡元町11番11号

※医療法人整理番号 00052

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	137,823	I 流動負債	237,550
現金及び預金	37,747	支払手形	
事業未収金	97,222	買掛金	12,609
有価証券		短期借入金	145,131
たな卸資産	2,734	未払金	
前渡金	120	未払費用	9,291
前払費用		未払法人税等	141
その他の流動資産		未払消費税等	1,401
		前受金	
		預り金	5,739
		前受収益	
		その他引当金	20,670
		その他の流動負債	42,568
II 固定資産	347,927		
1 有形固定資産	306,244	II 固定負債	102,652
建物	212,074	医療機関債	
構築物	476	長期借入金	79,094
医療用器械備品	4,815	繰延税金負債	
その他の器械備品	4,304	その他引当金	21,618
車両及び船舶	231	その他の固定負債	1,940
土地	54,629		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	29,715		
		負債合計	340,202
		純資産の部	
2 無形固定資産	4,959	科目	金額
借地権		I 出資金	1,300
ソフトウェア	4,436		
その他の無形固定資産	523	II 積立金	144,248
		代替基金	
3 その他の資産	36,724	繰越利益積立金	149,780
有価証券		その他積立金	-5,532
長期貸付金			
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金			
長期前払費用	13,138	III 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	23,586	繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	145,548
資産合計	485,750	負債・純資産合計	485,750

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人恵山会
所在地 鹿児島市南郡元町11番11号

医療法人整理番号	00052
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			677,259
2 事業費用			
(1) 事業費		641,986	
(2) 本部費			641,986
本 来 業 務 事 業 利 益			35,273
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事 業 利 益			35,273
II 事業外収益			
受取利息		50	
その他の事業外収益		56,032	56,082
III 事業外費用			
支払利息		3,732	
その他の事業外費用		49,921	53,653
経 常 利 益			37,702
IV 特別利益			
固定資産売却益		15	
その他の特別利益			15
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失			0
税 引 前 当 期 純 利 益			37,717
法人税・住民税及び事業税		141	
法 人 税 等 調 整 額			141
当 期 純 利 益			37,576

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名	医療法人恵山会	※医療法人整理番号	52
所在地	鹿児島市南郡元町11番11号		

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表者である 法人	㈱TAKA ※注1	鹿児島県鹿児島市	205,642	不動産の賃貸管理	職員駐車場の賃借	駐車場の支払	2,400	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※注1 当法人が代表取締役である法人

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員			不動産の賃借	地代家賃の支払 ※注1	2,266	地代家賃	0
役員			不動産の賃借	地代家賃の支払 ※注1	4,005	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※注1 不動産の賃借料は近隣相場を参考に決定している

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人恵山会

理事長 鮫島 紹一郎 殿

私は、医療法人恵山会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 26 日

医療法人恵山会

監事 徳留 利幸